

# 2017年度 スケジュール・検討事項

2017年12月15日

# 1. スケジュール

2017年度		12月	1月	2月	3月
マージン検討会		◎ 12/15		◎ 2/9	◎ 3/26
検討事項	翌年度以降分 マージン算出 (2018~2027年度分)	課題検討		マージン算出	▽2/下承認 ▽2/末公表
	連系線利用計画更新 (年間)	▽12/20 調整用 提出締切	▽1/10 調整用 可否判定		▽3/1 空容量 算出用 提出締切
参考	連系線利用計画更新 (長期)	長期連系線利用計画は更新しない(11/29広域機関HP公表済み)			
	需給状況監視のための 計画(年間)	▽10/31 需調・発販計画 提出締切			3/25▽ 供給区域需要・供給力等 提出締切
	供給計画		▽1/末 需要想定公表 (第1~10年度)		
	作業停止計画 (年間)	▽11/1 原案 提出締切	▽1/4 調整案 提出締切	2/15▽ 最終案 提出締切	▽2/21 承認

項目	背景等	検討事項等
<p>翌年度以降 マージン算出 (2018~2027年度分)</p>	<p>◆ 翌年度以降のマージン算出が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 年間断面については現行ルールにて算出する。</li> <li>• 長期断面については、間接オークション導入後となるため、新ルール（実需給断面におけるマージン設定の考え方）に基づき算出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 長期断面におけるマージンについて、実需給断面におけるマージン設定の考え方に基づいたマージンの設定・公表方法について検討する。</li> <li>• 算出結果の記載方法を検討する。</li> <li>• 確保理由の記載方法を検討する。</li> </ul>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線) 【間接オークション導入後】
<p>(用語)</p> <p>第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～十七 (省略)</p> <p>十八 「<u>マージン</u>」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、<u>電力市場取引の環境整備のため、又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系線の潮流方向ごとの運用容量の和の一部として本機関が管理する容量をいう。</u></p> <p>十九～三九 (省略)</p>	<p>十八 「<u>マージン</u>」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。</p>

<p>(マージンの設定及び更新の考え方の公表)</p> <p>第128条 本機関は、<u>連系線毎の長期から実需給断面におけるマージンの設定及び更新の考え方を定め、これを公表する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(マージンの設定及び公表)</p> <p>第128条 本機関は、<u>連系線毎の実需給断面におけるマージンの設定の考え方 (以下「マージンの設定の考え方」という。)</u>を定め、これを公表する。</p> <p>2 <u>本機関は、実需給断面におけるマージンが必要な場合を除き、原則としてマージンの値をゼロとするものとし、マージンを確保する必要がある場合には、確保するマージンの値及び確保する理由を公表する。</u></p> <p>3 <u>本機関は、マージンの設定の考え方に基づき、長期、年間及び翌々日におけるマージンを設定し、別表12-1(d)に定める公表時期までに、これを公表する。</u></p>
--	---

## 変更前 (変更点に下線)

- (マージンの算出)  
 第129条 本機関は、翌年度以降のマージンの値について検討を行うため、別表10-1の連系線を運用する一般送配電事業者たる会員との間で検討会（以下「マージン検討会」という。）を設ける。
- 2 本機関は、前条のマージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画におけるマージンの値を算出する。
- 3 本機関は、マージン検討会の検討経過及び結果並びに算出したマージンの値を公表する。
- 4 本機関は、別表12-1(d)に定める公表時期までに、前条のマージンの更新の考え方及びマージン検討会の検討結果に基づきマージンの値を更新し、その値を公表する。
- 5 本機関は、前項のマージンの更新にあたっては、実需給断面に向け需要の予測精度が高まること等を踏まえ、設定されたマージンが必要な場合を除き、マージンの値を別表10-2の時期に減少し、実需給断面ではゼロとする。この際、実需給断面でマージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。

別表10-2 マージン減少の時期及び対象期間

マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間
年間の空容量の算出・公表時	第1年度
月間の空容量の算出・公表時	翌々月
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日

## 変更後 (変更点に下線) 【間接オークション導入後】

- (マージンの算出)  
 第129条 (略)
- 2 本機関は、マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。
- 3 (略)
- 4 本機関は、マージンの設定の考え方に基づき、別表12-1(d)に定める公表時期までに、翌々日のマージンの値を算出する。  
 (削除)

(削除)

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線) 【間接オークション導入後】
<p>(マージンの見直し)</p> <p>第130条 本機関は、次の各号に掲げる場合には、関係する一般送配電事業者たる会員の需給状況等を確認した上で、連系線のマージンの値を見直すことができる。</p> <p>一 第127条に基づき運用容量の値を一時的に見直した場合</p> <p>二 第128条で定めたマージンの設定又は更新の考え方を見直した場合</p> <p>三 想定外の電力設備の故障等により供給力が不足し、電力系統を安定的に運用するためにマージンの見直しが必要と認める場合</p> <p>四 その他マージンの値を見直すことが適当であると認める場合</p> <p>2 前項第1号に掲げる場合において、見直後の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、当該運用容量の値を見直後のマージンの値とする。</p> <p>3 本機関は、マージンの値を見直す場合には、<u>緊急の場合を除き、マージンの見直前に、マージンの見直時期、見直後のマージンの値その他必要な事項を公表する。</u></p> <p>4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合は、第129条第2項から第4項に定める手続に準じて見直しを行う。</p>	<p>(マージンの見直し)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 マージンの設定の考え方を見直した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、<u>第1項に基づきマージンの値を見直した場合には、遅滞なく、見直後のマージンの値その他必要な事項を公表する。</u></p> <p>4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、<u>第129条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。</u></p>

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線) 【間接オークション導入後】	
情報の項目	公表時期 (更新周期)	情報の項目	公表時期 (更新周期)
(d) 連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値（最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる） 年間：3か月先～第2年度末までの日別の昼間帯/夜間帯の値 月間：3週間先～2か月先までの日別の昼間帯/夜間帯の値 週間：3日先～2週間先までの30分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値	長期：毎年3月末日（※6） 年間：毎年3月15日（※6） （毎年10月末日）（※7） 月間：毎月20日（※6） 週間：毎週木曜日（※6） 翌々日：前々日15時（※3） 当日～翌日：受給日の前日17時（※3） 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時	(d) 連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、 <u>予想潮流（※7）、計画潮流（※8）</u> 長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値（最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる） 年間：3か月先～第2年度末までの各月平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 月間：3週間先～2か月先までの各週平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 週間：3日先～2週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値	長期：毎年3月末日（※6） 年間：毎年3月15日（※6） 月間：毎月20日（※6） 週間：毎週木曜日（※6） 翌々日：前々日15時（※3） 当日～翌日：受給日の前日17時（※3） 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線) 【間接オークション導入後】	
情報の項目	公表時期 (更新周期)	情報の項目	公表時期 (更新周期)
<ul style="list-style-type: none"> <li>運用容量の決定要因 (熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別)</li> <li>作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等</li> <li>送電可否判定「否」の件数及び延べ量</li> <li>系統利用者の利用登録を可能とするマージン</li> <li>各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)</li> </ul>	<p>交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用容量の決定要因 (熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別)</li> <li>作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 (削除)</li> <li>各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)</li> </ul>	<p>交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。</p>
<p>(※1) ~ (※2) (略)</p> <p>(※3) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。</p> <p>(※4) ~ (※5) (略)</p> <p>(※6) 長期~週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。但し、送電可否判定情報は除く。</p> <p>(※7) 年間データのうち系統利用者の利用登録を可能とするマージンに係る第2年度のデータについては、毎年10月末に公表する。</p>		<p>(※1) ~ (※5) (略)</p> <p>(※6) 長期~週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。</p> <p>(※7) 長期から翌々日を対象とする。なお、第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。</p> <p>(※8) 当日から翌日を対象とする。</p>	